

No.	区分	質問	回答
1	共通	諫早市に法人の本社があるが、諫早市外にある施設も補助の対象となるのか。	諫早市外にある施設は補助対象となりません。ただし、法人の本社住所が市外にある場合でも、諫早市内にある施設は、補助対象となります。
2	共通	食事の提供を、別の業者に委託しているが、補助の対象となるのか。	食事の提供を別の業者に委託している施設は、補助の対象となりません。
3	共通	物価高騰の影響により、既に、利用者から徴収する食事代を値上げしている。補助の対象とならないのか。	R6.4月～R7.3月まで利用者の食費の値上げを行うことなく、栄養バランスや量を保った食事を提供する場合に支給する補助金であるため、補助の対象となりません。ただし、R6.4月～R7.3月に、既に徴収した値上げ分を、利用者に還付した場合は、補助の対象とすることができます。
4	共通	保険者が諫早市以外の利用者がある。利用人数に含めてよいのか。	補助の利用人数に含めて問題ありません。
5	共通	経管栄養等により、食事を提供していない利用者は、利用人数に含めることはできるか。	食事を提供していないことから、利用人数に含めることはできません。
6	共通	食事提供予定の利用者が、当日、体調不良等の理由で摂取できなかったり、急遽、休みになった場合、補助の利用人数に含めることはできるか。	補助の利用人数に含めて問題ありません。
7	入所施設	R6.11月に入院中の利用者は、利用人数に含めることはできるか。	入院中の利用者は、利用人数に含めることはできません。
8	通所系施設	通所系施設の利用者が午前又は午後の半日のみ利用した場合も延利用人数に含めてよいのか。	昼食を提供した若しくは提供する予定で準備した利用者については、延利用人数に含めることができます。
9	【介護保険】 通所介護、 地域密着型通所介護	総合事業を一体的に実施している場合、総合事業の利用者も利用人数として計上することはできるか。	共通の定員の範囲内で通所介護と総合事業が一体的に行われている場合、総合事業の利用者（食事を提供している利用者に限る）も補助の利用人数に含めて計上することができます。
10	【介護保険】 小規模多機能型居宅 介護	小規模多機能型居宅介護において、入所系と通所系サービスはどのように算定したらよいのか。	①同日に通いと宿泊の両サービスを利用した利用者については、入所系サービスの利用者として算定し、通所系サービスの利用者の人数には含めないで算定してください。 ②交付申請書に添付する様式2号「所要額計算書」は、入所系施設の欄と通所系施設の欄に分けて入力してください。様式2号別添「所要額計算書(日計表)」は、入所分と通所分をそれぞれ分けて作成し、添付してください。
11	【介護保険・障害福祉】 共生型事業所	共生型の指定を受けている事業所の申請方法は	障害福祉サービス事業所で介護サービスの共生型事業所指定を受けている場合は、介護サービス利用者の人数を含めて障害福祉課へ申請書を提出してください。 介護サービス事業所で、障害福祉サービスの共生型事業所指定を受けている場合は、障害福祉サービス利用者の人数を含めて介護保険課へ申請書を提出してください。 ※この場合、様式2号別添「所要額計算書(日計表)」の備考欄に、共生型事業所分を含んでいる旨記載をお願いします。
12	【障害福祉】就労継続 支援、就労移行支援	在宅ワークしている利用者も延利用人数に含めてよいのか	食事の提供を行わない在宅でのサービス利用者は延利用人数に含めることはできません。